

第 8 節 見本持出許可申請関係手続

システムを使用して、関税法第 32 条（見本の一時持出）に係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

1 見本持出許可申請

(1) 申請の条件

貨物情報が登録されている貨物について、蔵置されている貨物を見本として一時持ち出す場合を対象とする。

ただし、関税法基本通達 32－3（見本の一時持出しに係る包括許可）に規定する包括許可に係る許可申請は、この節による見本持出許可申請の対象外とし、システムによることなく書面により申請を行う。

(2) 申請手続

「見本持出許可申請」業務（業務コード：MMA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 貨物の区分（「貨物の区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
輸入貨物	I
輸出貨物（積戻し未通関貨物）	R

[2] AWB 番号（「AWB 番号＊」欄）

登録する貨物の AWB 番号を必須入力する。

[3] 申請先税関官署（「申請先税関官署」欄）

蔵置場所の管轄税関官署と申請先税関官署が異なる場合に申請先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。

他所蔵置場所に蔵置されている貨物の場合は、必須入力する。

[4] 蔵置場所コード（「蔵置場所」欄）

蔵置場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。

入力者が自ら管理する保税地域の倉主等である場合は、入力を要しない。

[5] 持出期間開始年月日（「持出期間開始日＊」欄）

見本持出しを開始する年月日を西暦（8 桁）で必須入力する。

[6] 持出期間終了年月日（「終了日＊」欄）

見本持出しを終了する年月日を西暦（8 桁）で必須入力する。

[7] 持出先（「持出先＊」欄）

持出し先を必須入力する。

[8] 持出個数（「個数」欄左）

持出しする見本の個数を入力する。

[9] 個数単位コード（「個数」欄右）

「個数」欄左に入力をした場合は、包装種類コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[10] 持出数量（「数量＊」欄左）

持出しする見本の重量又は容積等を必須入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[11] 数量単位コード（「数量＊」欄右）

数量単位の通関数量換算単位コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[12] 品目コード（「品目コード」欄）

持出しする見本のHSコード（4桁）を入力する。

[13] 見本の品名（「見本品名＊」欄）

持出しする見本の品名を必須入力する。

[14] 価格（「価格＊」欄左）

持出しする見本の価格を必須入力する。

なお、「価格＊」欄右に「JPY」以外を入力をする場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。

[15] 通貨種別コード（「価格＊」欄右）

通貨コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[16] 持出事由コード（「持出事由＊」欄）

持出事由の見本持出事由コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[17] 記事（「記事」欄）

税関における審査に必要となる事項等を入力する。

2 受理又は許可の通知

(1) 受理の通知

見本持出許可申請を受理した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

イ 簡易審査扱い（区分1）

即時に許可となり、後記(2)（許可の通知）により情報が配信される。

ロ 書類審査扱い（区分2）

申請者及び税関に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
見本持出許可 申請控情報	AAL5101	書類審査扱い（区分2）に選定 された場合。	申請者
			税関 （保税担当部門）

(2) 許可の通知

見本持出許可申請が許可された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

なお、書類審査扱いに選定された申請については、税関が審査終了を行うことにより許可となる。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
見本持出許可 通知情報	AAL5111	次のいずれかの条件に該当する 場合。	申請者

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
		① 簡易審査扱い（区分１）に 選定された場合。 ② 書類審査扱い（区分２）に 選定され、許可された場合。	
見本持出許可 貨物情報	A A L 5 1 2 1	蔵置場所が申請者の管理する 保税地域でなく、かつ、他所蔵置 場所でない場合。	貨物が蔵置されてい る保税地域
見本持出許可 情報	A A L 5 1 3 0	申請官署が蔵置場所を管轄す る税関官署と異なる場合。	税関 (保税担当部門) (注)
			蔵置場所の管轄税関 (保税担当部門)
		申請官署が入力された蔵置場 所を管轄する税関官署と同一で ある場合。	税関 (保税担当部門) (注)

(注) 書類審査扱いの場合は、配信されない。

3 申請関係書類の取扱い

必要に応じて、関係書類の提出を求めるものとする。提出を求められた場合は、「見本持出許可申請控」等の関係書類を税関（保税担当部門）に提出する。

なお、当該関係書類の提出に当たっては、「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）（税関手続関連（共通編）-第２章第４節（利用者間の情報伝達）参照）又はファクシミリ送信によることとしても差し支えないものとする。

4 申請の撤回及び許可の取消し

見本持出許可申請について撤回し、又は許可を取り消す場合の手続は、次による。

(1) 撤回及び取消し手続

イ 申請の撤回

申請を撤回する場合は、あらかじめ税関（保税担当部門）に申し出た上で申請者が行う。

ロ 許可の取消し

申請者は、当該申請に係る許可を取り消す必要がある場合は、「NACCS登録情報変更申出」に見本持出許可の取消しが必要な旨、見本持出許可番号、AWB番号及び事由等の必要事項を記入の上、見本持出許可通知書を添付して、税関（保税担当部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第２章第２節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により行うことも可能であり、この場合には見本持出許可通知書の添付を要しない。

税関は取消しを認めた場合に、システムに登録されている見本持出許可を取り消す。

見本持出許可が取り消された場合には、管理資料「航空輸出貨物取扱等一覧データ」（出力情報コード：ABT6300）及び「航空輸入貨物取扱等一覧データ」（出力情報コード：ABS7000）に見本持出許可取消日が反映される。

(2) 撤回の方法

「見本持出許可申請取消」業務（業務コード：MMC）を利用して、見本持出許可申請番号を入力し送信する。

(3) 撤回又は取消しの通知

前記(2)（撤回の方法）により見本持出許可申請が撤回又は取消しされた場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
見本持出取消 通知情報	A A L 5 1 4 0	申請の撤回である場合。	税関 (保税担当部門)
		許可の取消しで、蔵置場所が申請者の管理する保税地域でなく、かつ、他所蔵置場所でない場合。	申請者 貨物が蔵置されている保税地域
		許可の取消しで、蔵置場所が申請者の管理する保税地域であるか、又は他所蔵置場所である場合。	申請者
		許可の取消しで、申請官署が蔵置場所を管轄する税関官署と異なる場合。	蔵置場所の管轄税関 (保税担当部門)

5 見本持出確認登録

システムを使用した見本持出許可申請により許可となった見本が保税地域等（他所蔵置場所を除く。）から一時持出しされた場合は、蔵置場所の倉主等は、「見本持出確認登録」業務（業務コード：MMO）を利用して、次の事項を入力し送信することにより速やかに一時持出しされた旨の登録を行う。

本業務で「一時持出年月日」欄に入力した内容は、管理資料「航空輸出貨物取扱等一覧データ」（出力情報コード：A B T 6 3 0 0）及び「航空輸入貨物取扱等一覧データ」（出力情報コード：A B S 7 0 0 0）に反映されるが、当該許可申請の「持出期間終了年月日」の2日後に情報が削除されるため、その後は「見本持出確認登録」業務（業務コード：MMO）が行えなくなることから留意すること。

なお、一時持出しされた旨の登録を取り消す場合も本業務で行う。

[1] 処理区分（「処理区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
一時持出	9
一時持出しの取消し	1

[2] 見本持出許可申請番号（「見本持出許可申請番号＊」欄）

見本持出許可申請番号を必須入力する。

[3] 一時持出年月日（「一時持出年月日」欄）

一時持出しの場合は、持出年月日を西暦（８桁）で必須入力する。

なお、取消しの場合は、入力不可。

[４] 一時持出時刻（「一時持出時刻」欄）

一時持出しの場合は、持出時刻を 24 時間制（４桁）で入力する。

なお、取消しの場合は、入力不可。

6 書面による見本持出許可申請手続

貨物情報がシステムに登録されている貨物について、見本持出許可申請を書面による手続で行う場合は、見本持出許可申請書（税関様式C第3060号）に次の事項を付して申請を行う。

- ① 申請者の「利用者コード」
- ② 「AWB番号」等
- ③ 貨物の蔵置場所の「保税地域コード」

なお、前記申請が許可された場合は、その旨が税関によりシステムに登録される。